

プレスリリース [2019年5月14日]

## ふるさと納税に係る指定制度創設に伴い 町田市民に対するふるさと納税返礼品等の提供を終了

「平成31年度税制改正」において創設された「ふるさと納税に係る指定制度（※）」に伴い、同制度に基づくふるさと納税を実施するため、5月31日をもって町田市民が町田市に寄附をした場合の返礼品等の提供を終了します。

ただし、次の寄附の使い道に対するお礼の品については指定基準の返礼品等に該当しないため、今後も町田市民が町田市へ寄附された際には提供を継続します。

### ■ 今後も提供するお礼の品

寄附の使い道	お礼の品
「トップスポーツを観戦できる環境を町田に！」 「大型映像装置を設置してもっともっと町田を盛り上げよう！」	ご芳名入り記念プレート掲出
「トップアスリートと子どもたちをスポーツでつなぐ」	ふるさと納税オリジナルサンクスカード

### ※ 指定制度・指定基準

以下の指定基準を満たし、返礼割合基準（返礼品は返礼割合の3割以下とすること）、地場産品基準（返礼品は地場産品とすること）に適合している場合に、ふるさと納税（寄附金控除）の対象となる団体として総務大臣から指定されます。

- ① 紹介者への利益供与その他不当な方法による募集を行わないこと
- ② 返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと
- ③ 適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと
- ④ 自団体住民に返礼品等を提供しないこと
- ⑤ 募集経費を5割以下とすること
- ⑥ 他団体に多大な影響を及ぼすような募集を行っていないこと

### ■ 本件に関するお問い合わせ先

財務部財政課 課長 高田 TEL 042-724-2149